

弁護士にご相談される方へ

「労働審判」手順のご説明

●労働審判手順とは

労働審判手順は平成18年4月から始まった制度です。これまで、労働事件の裁判にはとても長い期間がかかっていたことから(数年を要する場合があります)、できるだけ素早く解決していくために作られた制度です。3回以内の裁判期日で審理を終え、結論を下します。申立から手続終了までの平均日数は75日です。手続の流れは以下のようになります。

登場人物



労働審判手続の流れ

1 まずは弁護士にご相談下さい。



まずは弁護士に事件の概要をお話下さい。また、事件に関連する証拠書類をお渡し下さい。

2 弁護士が申立書を作成し、裁判所に提出致します。



弁護士が、あなたから伺った話と証拠に基づいて申立書を作成し、裁判所に提出します。

3 相手方に裁判所からの呼出状が届きます。



第1回期日は、原則として、申立から40日以内の日が指定されます。

4 相手方から答弁書が届きます。



相手方の主張を述べた「答弁書」と証拠の写しが事前に送られてきます。第1回期日の直前に提出されることが多いようです。

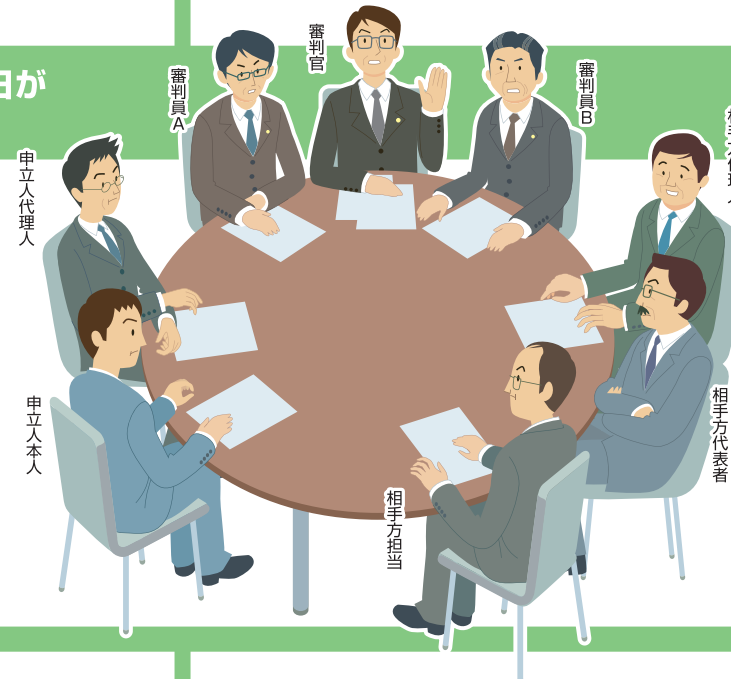
5 審判委員会による事前評議が行われます。



労働審判手続で審理を行うのが審判委員会です。審判委員会は、職業裁判官1人と、民間人2人(労働者側出身者1人・使用者側出身者1人)の3人で構成されています。3人は、事前に提出された申立書、答弁書、証拠を見て、審理のポイントについて協議します。

6 第1回労働審判手続期日が開かれます。

第1回労働審判手続期日では、双方当事人が同席して「審尋」が行われます。申立書、答弁書、証拠を参照しながら、審判委員会(主に審判官)があなたや、相手方に事情を聞きます。順番に聞いていきますので、質問を受けてから発言するようにしましょう。



7 審判委員会による評議が行われます。

審尋の結果を踏まえて、審判委員会が、申立人の主張する権利があるといえるかどうか、また、どのような解決方法が考えられるかを合議します。この「評議」は、双方当事人がいない席で行われます。

